

○農林水産省令第四十九号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）、指定漁業の許可及び取締りに関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

農林水産大臣 江藤 拓

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（「タラバ」蟹類採捕取締規則等の廃止）

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 「タラバ」蟹類採捕取締規則（昭和八年農林省令第九号）

二 昭和十八年農林省令第二十三号（臘虎膾肭獸獵獲取締法第四条の規定に依る特に命令を受けたる官吏

の携帯すべき証票に関する件)

三 海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令（昭和二十五年農林省令第五十号）

四 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）

五 いか猟獲取締規則（昭和三十四年農林省令第四号）

六 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）

七 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）

八 東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令（平成二十三年農林

水産省令第四十号）

九 大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（平成三十年農林水産省令第四十号）

（水産資源保護法施行規則の一部改正）

第二条 水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げ

る規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

(削る。)

改正前

<p>(水産動植物の採捕等の禁止)</p> <p>第一条 次の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、これを採捕してはならない。ただし、試験研究その他の特別の事由により農林水産大臣が許可をした場合は、この限りでない。</p>	
<p>水産動植物の名称</p> <p>ひめうみがめ(その卵を含む。)</p> <p>おさがめ(その卵を含む。)</p> <p>しろながすくじら</p>	<p>禁止区域</p> <p>北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域</p> <p>北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域</p> <p>赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域、赤道以南、西経百二十度の線以東、西経六十度の線以西の海域、赤道以南、西経六十度の線以東、経度〇度の線以西の海域、赤道以南、経度〇度の線以東、東経七十度の線以西の海域、赤道以南、東経七十度の線以東、東経百三十度の線以西の海域、赤道以南、東経百三十度の線以東、西経百七十度の線以西の海域及び赤道以南、西経百七十度の線以東、西経百二十度の線以西の海域</p> <p>北緯四十五度の線以北、北緯六十五度の線以南、北緯四十五度、東経百五十五度の点、北緯五</p>
<p>ほつきよくくじら</p>	

十度、東経百五十五度の点及び北緯六十五度、東経百七十度の点を順次に結ぶ線以西、東経百三十五度の線以東の海域、北緯四十五度、西経百五十度の点、北緯六十五度、西経百五十度の点、北緯七十五度、西経百二十度の点、北極点、北緯六十五度、東経百三十五度の点、北緯六十五度、東経百七十度の点、北緯五十度、東経百五十度の点、北緯四十五度、東経百五十五度の点及び北緯四十五度、西経百五十度の点を順次に結ぶ線により囲まれた海域、北緯四十五度の線以北、北緯七十度、西経七十度の点、北緯七十度、西経八十五度の点、北緯六十五度、西経九十度の点及び北緯六十五度、西経百五十度の点を順次に結ぶ線以南、西経七十度の線以西、西経百五十度の線以東の海域、北緯四十五度、西経四十五度の点、北緯四十五度、西経七十度の点、北緯七十度、西経七十度の点、北緯七十度、西経八十五度の点、北緯六十五度、西経百五十度の点、北緯七十五度、西経百二十度の点、北極点及び北緯四十五度、西経四十五度の点を順次

<p>に結ぶ線により囲まれた海域並びに北緯七十度、東経百三十五度の点、北緯四十五度、経度〇度の点及び北緯四十五度、西経四十五度の点を順次に結ぶ線以北、東経百三十五度の線以西、西経四十五度の線以東の海域</p> <p>赤道以北の太平洋の海域</p> <p>北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域</p> <p>北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域</p>	<p>2 前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。</p>
<p>(輸入防疫対象疾病等)</p> <p>第一条 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。</p> <p>(表略)</p> <p>2 法第十三条第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げる水産動物であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(輸入防疫対象疾病等)</p> <p>第一条の二 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条の二第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。</p> <p>(表略)</p> <p>2 法第十三条の二第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げる水産動物であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(輸入の申請)</p> <p>第二条 法第十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 法第十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(輸入の申請)</p> <p>第一条の三 法第十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 法第十三条の二第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

一〇四 (略)

(輸入許可証の交付)

第三条 法第十三条第四項の規定により交付する輸入許可証の様式は、別記様式第二号による。

(管理すべき期間)

第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

(表略)

(管理の方法)

第五条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(輸入防疫対象疾病の検査)

第六条 法第十四条第二項の規定により検査を受ける者は、あらかじめ、文書又は口頭により、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

一〇六 (略)

(身分証明書の様式)

第七条 法第十六条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号による。

(通路設置計画等の作成及びその承認)

第八条 法第二十六条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令を受けた日から六十日以内に、左表の上欄に掲げる命令の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載した計画書に

一〇四 (略)

(輸入許可証の交付)

第一条の四 法第十三条の二第四項の規定により交付する輸入許可証の様式は、別記様式第二号による。

(管理すべき期間)

第一条の五 法第十三条の三第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

(表略)

(管理の方法)

第一条の六 法第十三条の三第一項の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(輸入防疫対象疾病の検査)

第一条の七 法第十三条の三第二項の規定により検査を受ける者は、あらかじめ、文書又は口頭により、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

一〇六 (略)

(身分証明書の様式)

第一条の八 法第十三条の五第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号による。

(通路設置計画等の作成及びその承認)

第二条 法第二十三条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令を受けた日から六十日以内に、左表の上欄に掲げる命令の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載した計画書に

同表の下欄に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

(表略)

(除害工事命令)

第九条 法第二十七条第四項の利害関係人が、同条第一項に規定する除害工事の命令を申請しようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一〜七 (略)

(補償金額決定の通知)

第十条 農林水産大臣は、法第二十七条第三項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、法第二十七条第四項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を当該申請者に通知するとともに、当該金額、支払の期限並びに当該申請者の氏名又は名称及び住所を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

(届出の義務)

第十一条 法第三十条の農林水産省令で定める水産動植物は、あゆとする。

第十二条 法第三十条前段の規定による届出は、その業を開始しようとする日の三十日前までに、別記様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第三十条前段又は法附則第二項の規定による届出をした者は、当該届出書の記載事項を変更しようとするときは、当該変更をしようとする事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しな

同表の下欄に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

(表略)

(除害工事命令)

第三条 法第二十四条第四項の利害関係人が、同条第一項に規定する除害工事の命令を申請しようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一〜七 (略)

(補償金額決定の通知)

第四条 農林水産大臣は、法第二十四条第三項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、法第二十四条第四項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を当該申請者に通知するとともに、当該金額、支払の期限並びに当該申請者の氏名又は名称及び住所を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

(届出の義務)

第五条 法第二十七条の農林水産省令で定める水産動植物は、あゆとする。

第六条 法第二十七条前段の規定による届出は、その業を開始しようとする日の三十日前までに、別記様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条前段又は法附則第二項の規定による届出をした者は、当該届出書の記載事項を変更しようとするときは、当該変更をしようとする事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しな

ればならない。

第十三条 法第三十条後段の規定による届出は、その業を廃止した日から十日以内に、その旨を記載した書面を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(生産及び配付の指示)

第十四条 法第三十一条の規定による指示は、水産動植物の生産についてする場合は当該水産動植物の種苗の種類及び生産数量又は生産方法を、水産動植物の種苗の配付についてする場合には、当該水産動植物の種苗の種類及び配付価格、配付方法、配付先別数量、又は時期別配付数量を記載した書面を交付してするものとする。

(報告の徴収)

第十五条 (略)

(削る。)

(削る。)

ければならない。

第七条 法第二十七条後段の規定による届出は、その業を廃止した日から十日以内に、その旨を記載した書面を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(生産及び配付の指示)

第八条 法第二十八条の規定による指示は、水産動植物の生産についてする場合は当該水産動植物の種苗の種類及び生産数量又は生産方法を、水産動植物の種苗の配付についてする場合には、当該水産動植物の種苗の種類及び配付価格、配付方法、配付先別数量、又は時期別配付数量を記載した書面を交付してするものとする。

(報告の徴収)

第九条 (略)

(罰則)

第十条 第一条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

別記様式第一号中「第一条の三関係」を「第二関係」に改め、別記様式第二号中「第一条の四関係」を「第三関係」に、「第十三条の二」を「第十三条」に改め、別記様式第三号中「第一条の八関係」を「第七条関係」に、「第十三条の五第1項」を「第16条第1項」に、「第40条」を「第46条」に改め、別記様式第四号中「第六関係」を「第十一関係」に改める。

(内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 指定養殖業について法第二十六条第一項の許可(第十一条及び第十七条を除き、以下「許可」という。)を受けようとする者は、養殖場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 申請に係る指定養殖業の種類</p> <p>三 使用する養殖場の名称、その所在地及びその面積</p> <p>四 養殖することを希望する水産動植物の種類及びその量(削る。)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 い 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ロ 財産に関する調書</p> <p>二 法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款</p> <p>ロ 登記事項証明(目的、名称、事務所(二以上ある場合にあっては、主たる事務所)及び当該法人を代表すべき者の氏名</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 指定養殖業について法第二十六条第一項の許可(第八条及び第十四条を除き、以下「許可」という。)を受けようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 養殖場の登記事項証明書</p> <p>二 申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面</p> <p>三 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書(目的、名称、事務所(二以上ある場合には、主たる事務所)及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。)並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類</p> <p>四 二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面</p> <p>五 申請が法第三十条において準用する漁業法第五十九条(第四号を除く。)の規定によつてする許可に係るものである場合には、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類(新設)</p>

に係る事項を証明した登記事項証明書に限る。）

八 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 登記事項証明書その他の養殖場の所在地を証明することができる書類

四 申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

六 法第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

3 | (略)

(許可証)

第三条 農林水産大臣は、許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付するものとする。

一 指定養殖業の種類

二 許可の年月日及び許可の番号

三 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

四 養殖場の名称、その所在地及びその面積

五 養殖場において養殖することができる水産動植物の種類及び量

六 許可の有効期間

七 許可の条件

(指定養殖業の制限措置)

第五条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第一項の農

2 | (略)

(許可証の様式)

第三条 法第二十六条第六項の規定により交付する許可証の様式は別記様式第二号による。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量
- 二 養殖場の総面積
- 三 養殖場の数

(申請すべき期間に関する特別の事情)

第六条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第二項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上水産動植物の総量が定められることとなつた指定養殖業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をするとすれば指定養殖業の養殖の時機を失し、当該指定養殖業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

(養殖場が滅失した場合の許可の申請)

第七条 許可の申請の後に、当該申請に係る養殖場が滅失した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の場合において、当該申請をした者が当該滅失した養殖場に代えて他の養殖場について法第三十条において準用する漁業法第四十五条第三号の規定による許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の養殖場についての申請とみなす。

3 前項の場合において、当該申請は、法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項の規定の適用については、従前の許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請とみなす。

4 従前の許可に係る養殖場が許可を申請すべき期間の満了日の前六月以内に滅失した場合において、当該従前の許可を受けていた者が当該滅失した養殖場に代えて他の養殖場について法第三十条において準用する漁業法第四十五条第三号の規定による許可の申請をし、かつ、当該他の養殖場について許可の申請をしたときも

(公示に基づく許可の申請期間に関する特別の事情)

第五条 法第三十条において準用する漁業法第五十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、指定養殖業について許可をすべき水産動植物の総量が国際交渉との関係において定められる必要がある場合において、当該国際交渉との関係上当該水産動植物の総量が定められることとなつた後三月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば指定養殖業の養殖の時機を失し、指定養殖業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

(新設)

、前項と同様とする。

(許可の申請後申請者が死亡し、又は解散し、若しくは分割をした場合)

第八条 許可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る養殖場を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人若しくは当該分割によつて当該養殖場を承継した法人は、当該許可の申請をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(許可をすべき者の決定)

第九条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項又は第六項の規定により許可をする者を定めるときは、当該指定養殖業を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及び当該指定養殖業の実態その他の事情を勘案して、許可の基準を定め、これに従つて許可する者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第十条 法第三十条において準用する漁業法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

(削る。)

(新設)

(新設)

(新設)

(許可の特例)

第六条 法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条の農林水産省令で定める場合は、許可養殖業者が、その許可を受けた養殖場と併せて他の養殖場において当該許可に係る養殖業を営む場合において、当該他の養殖場について許可を申請したときとする。

(削る。)

(変更の許可の申請)

第十一条 法第三十条において読み替えて準用する漁業法第四十七条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 申請に係る指定養殖業の種類
 - 三 許可の年月日及び許可の番号
 - 四 変更の内容
 - 五 変更の理由
- 2 農林水産大臣は、前項の申請書のほか、変更の許可をすることができるかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割の届出)

第十二条 法第三十条において準用する漁業法第四十八条第一項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、その事実を証する書面を添えなければならない。

(変更の許可を要する事項)

第七条 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の農林水産省令で定める事項は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量の増加とする。ただし、当該申請をする許可養殖業者が同一の都道府県の区域内に所在する他の養殖場において許可を受けている場合であつて、当該都道府県において養殖することができる水産動植物の量の合計に変更がないときは、この限りでない。

(変更の許可の申請)

第八条 法第二十六条第一項の許可を受けた養殖場について法第三十条において準用する漁業法第六十一条の変更の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようとする者は、理由を付して農林水産大臣に申請しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をすることができるかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(新設)

(許可証の書換交付の申請)

第十三条 許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき(第十五条第二号から第五号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十四条 (略)

(許可証の書換交付及び再交付)

第十五条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

二 法第三十条において準用する漁業法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三 法第三十条において準用する漁業法第四十七条の許可をしたとき。

四 法第三十条において準用する漁業法第四十八条第二項の規定による届出があつたとき。

(削る。)

五 法第三十条において準用する漁業法第五十四条第二項又は同法第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

(削る。)

(許可証の書換交付の申請)

第九条 許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき(第十一条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十条 (略)

(許可証の書換交付及び再交付)

第十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第九条の規定による書換交付(第七条ただし書の場合を除く。)又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
(新設)

二 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の許可をしたとき。

三 法第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出があつたとき。

四 法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十四条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

五 法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項又は第二項の規定により許可を変更したとき。

六 内水面漁業の振興に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百二十四号)第二条第四項の規定による届出があつたとき。

(許可証の返納)
第十六条 (略)

(削る。)

(許可手数料)

第十七条 法第三十条において準用する漁業法第七十五条第二項の手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、当該申請により得られた納付情報により、現金をもって納めるものとする。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請
四千四百五十円
- 二 法第三十条において準用する漁業法第四十七条の規定による変更の許可の申請 二千二百円
- 三 第十三条の許可証の書換交付の申請及び第十四条の許可証の再交付の申請 八百五十円

(届出養殖業の届出)

第十八条 届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、同項に規定する事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(許可証の返納)
第十二条 (略)

(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の準用)

第十三条 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第五条の二、第五条の三及び第十条の規定は、許可について準用する。この場合において、同令第五条の第二項第三号及び第四号並びに第十条中「指定漁業」とあるのは、「指定養殖業」と読み替えるものとする。

(許可手数料)

第十四条 (新設)

法第三十条において準用する漁業法第一百三十三条第二項の手料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請
四千四百円
- 二 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定による変更の許可の申請 二千二百円
- 三 第九条の許可証の書換交付の申請及び第十条の許可証の再交付の申請 八百五十円

(届出養殖業の届出)

第十五条 届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第三号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 (略)	3 法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
1 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 養殖場の届出番号
3 変更の内容	4 変更の理由
5 変更があつた年月日	4 法第二十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
1 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	2 養殖場の届出番号
3 廃止の理由	4 廃止した年月日
第十九条 (略) (届出養殖業者の相続人等に関する特例)	2 前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその事実を証する書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。
1 承継人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	2 被承継人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
3 養殖場の届出番号	4 承継に係る養殖場の名称、その所在地及びその面積
2 (略)	3 法第二十八条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第四号又は別記様式第五号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	第十六条 (略) (届出養殖業者の相続人等に関する特例)
2 前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、別記様式第六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

五 承継の年月日
六 承継の原因

(届出番号の決定等)
第二十条 (略)

(実績報告書の提出)

第二十一条 法第二十九条第一項の実績報告書は、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第二十九条第一項の実績報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 許可の番号
- 三 養殖の用に供した種苗の種類別の量
- 四 養殖の実績
- 五 その他必要な事項

(身分を示す証明書)

第二十二条 法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(提出書類の經由機関)

第二十三条 (略)

2 前項の規定により、第二条第一項、第十一条第一項、第十三条若しくは第十四条の規定による申請書、第七条第一項、第八条第二項、第十八条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第十九条第二項の届出書又は第二十一条の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの

(新設)
(新設)

(届出番号の決定等)
第十七条 (略)

(うなぎ養殖業に係る実績報告書の提出)

第十八条 うなぎ養殖業に係る許可を受けた者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、別記様式第七号による実績報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(新設)

(身分を示す証明書)

第十九条 法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

(提出書類の經由機関)

第二十条 (略)

2 前項の規定により、第二条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条の規定による申請書、第十五条第一項若しくは第三項若しくは第十六条第二項の届出書又は第十八条の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの書類の提出があつたものとみなす。

書類の提出があつたものとみなす。

(添付書類の省略)

第二十四条 法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、農林水産大臣は、特に必要がないと認めるときは、法又はこれに基づく命令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

(協議会設置に係る申出)

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 共同漁業権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 共同漁業権の免許番号

三 共同漁業権に係る漁業の種類及び名称

四 協議会の構成員に加えるべき者

五 協議内容

(新設)

(協議会設置に係る申出)

第二十一条 法第三十五条第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、別記様式第九号による申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別記様式第一号から第七号までを削り、別記様式第八号中「五」を削り、別記様式第九号を削る。
改め、「五」を削り、同様式を別記様式とし、別記様式第九号を削る。

(漁業手数料規則の一部改正)

第四条 漁業手数料規則(昭和二十五年農林省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第一条 漁業法（以下「法」という。）第百七十五条第二項の料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 漁獲割当割合に係るもの</p> <p>法第十七条第一項の規定による漁獲割当割合の設定の申請</p> <p>法第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可の申請</p> <p>法第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請</p> <p>二 大臣許可漁業に係るもの</p> <p>法第三十六条第一項の規定による大臣許可漁業の許可の申請</p> <p>法第四十七条の規定による変更の許可の申請</p> <p>漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「省令」という。）第十一条の規定による起業の認可の変更の許可の申請</p> <p>船舶等一隻につき 三千三百円</p> <p>総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 二千二百円</p> <p>総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき 三千三百円</p> <p>総トン数百トン以上の船舶一隻につき 四千四百五十円</p> <p>総トン数二十トン未満 千二百五十円</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第一条 漁業法（以下「法」という。）第百三十三条第二項の料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 指定漁業に係るもの</p> <p>法第五十二条第一項の規定による指定漁業の許可の申請</p> <p>法第六十一条の規定による変更の許可の申請（新設）</p> <p>総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 千八百五十円</p> <p>総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき 二千八百円</p> <p>総トン数百トン以上の船舶一隻につき 三千七百五十円</p> <p>総トン数二十トン未満 千五十円</p>

法第三十八條の規定による起業の認可の申請

満の船舶一隻につき
総トン数二十トン以上
二百トン未満の船舶
一隻につき
総トン数百トン以上
三千三百円
の船舶一隻につき

省令第十七條第一項の許可証の書換え交付の申請

一件につき
八百五十円

省令第十八條の許可証の再交付の申請

省令第二十七條第四号

(省令第二十八條において準用する場合及び省令第五十九條において適用する場合を含む。)の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請

総トン数二十トン未満の船舶一隻につき
総トン数二十トン以上
二百トン未満の船舶
一隻につき
総トン数百トン以上
四千四百五十円
の船舶一隻につき

省令第四十五條第一項の規定による鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請
(削る。)

総トン数二十トン未満の船舶一隻につき
総トン数二十トン以上
三千三百円
の船舶一隻につき

法第五十四條第一項から第三項までの規定による起業の認可の申請

満の船舶一隻につき
総トン数二十トン以上
二百トン未満の船舶
一隻につき
総トン数百トン以上
二千八百円
の船舶一隻につき

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号。以下「省令」という。)第十一條第一項の許可証の書換え交付の申請

一件につき
七百二十円

省令第十二條の許可証の再交付の申請

省令第二十九條第四号

(省令第三十條において準用する場合及び省令第五十九條(省令第六十二條において準用する場合を含む。))において適用する場合を含む。)の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請
(新設)

総トン数二十トン未満の船舶一隻につき
総トン数二十トン以上
二百トン未満の船舶
一隻につき
総トン数百トン以上
三千七百五十円
の船舶一隻につき

法第五十八條の二第三項第二号の規定による

(削る。)

省令第四十七条の規定
による漁獲物又はその
製品の輸送の許可の申
請

(削る。)

(削る。)

(削る。)

船舶一隻につき

円| 四千四百五十

三| あざらし等の獵獲等に係るもの

農林水産大臣の認定の
申請

省令第二十六条の規定
による母船の製造設備
(母船式捕鯨業にあつ
ては、鯨体処理設備を
含む。)又は冷蔵設備
の改造又は撤去の許可
の申請

省令第二十七条の規定
による漁獲物又はその
製品の輸送の許可の申
請

省令第三十七条第一項
の規定による鯨体処理
場の使用又はその変更
の許可の申請

省令第四十四条第一項
の規定による鯨体処理
場の使用又はその変更
の許可の申請

省令第五十七条第三項
の規定による大西洋く
ろまぐろ又はみなみま
ぐろの年間の漁獲量の
限度の割当ての申請

省令第五十七条第四項
の規定による船舶別の
年間の漁獲量の限度の
変更の申請

船舶一隻につき

円| 三千七百五十

総トン数二十トン未
満の船舶一隻につき
総トン数二十トン以
上の船舶一隻につき

総トン数百トン未満
の船舶一隻につき
総トン数百トン以上
の船舶一隻につき

二| あざらし等の獵獲等に係るもの

省令第九十条の規定によるあざらし及びおつとせいの猟獲に係る許可の申請 (削る。)	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 三千三百円
(削る。)	総トン数二十トン以上 四百五十 円
四 鯨体処理場に係るもの 省令第九十条第一項の規定による鯨体処理場の設置の許可の申請	一件につき 三千三百円
省令第九十条第一項の規定による鯨体処理場の設備の変更の許可の申請	一件につき 八百五十円
五 法第八十三条の規定により農林水産大臣が免許を行う漁業権に係るもの 法第六十九条第一項の規定による漁業権の免許の申請	一件につき 四千四百五十円
法第七十二条第六項の規定による漁業権の共有の認可の申請	
法第七十六条第一項の規定による漁業権の分	

省令第七十九条の規定によるあざらし及びおつとせいの猟獲に係る許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 二千八百円
省令第八十条の規定による鯨の捕獲に係る許可の申請	総トン数二十トン以上 三百七十 円
三 鯨体処理場に係るもの 省令第八十三条第一項の規定による鯨体処理場の設置の許可の申請	一件につき 二千八百円
省令第八十三条第一項の規定による鯨体処理場の設備の変更の許可の申請	一件につき 七百二十円
四 法第三十六条の規定により農林水産大臣が免許を行う漁業権に係るもの 法第十条の規定による漁業権の免許の申請	一件につき 三千七百五十円
法第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による漁業権の共有の認可の申請	
法第二十二条第一項の規定による漁業権の分	

<p>割又は変更の免許の申請</p>	<p>一件につき</p>	<p>二千二百円</p>	<p>法第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業の許可の申請 法第七十八条第二項の規定による抵当権の設定の認可の申請 法第七十九条第一項ただし書の規定による漁業権の移転の認可の申請</p>	<p>一件につき</p>	<p>八百五十円</p>	<p>2 漁獲物又はその製品の輸送又は転載の許可の申請に係る手数料の額についての前項の規定の適用については、当該手数料の額を定める単位として同項に規定する船舶は、法第三十六条第一項の許可を受けた船舶をいうものとする。 （削る。）</p>
<p>割又は変更の免許の申請</p>	<p>一件につき</p>	<p>千八百五十円</p>	<p>法第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業の許可の申請 法第二十四条第二項の規定による抵当権の設定の認可の申請 法第二十六条第一項ただし書の規定による漁業権の移転の認可の申請</p>	<p>一件につき</p>	<p>七百二十円</p>	<p>2 漁獲物又はその製品の輸送又は転載の許可の申請に係る手数料の額についての前項の規定の適用については、当該手数料の額を定める単位として同項に規定する船舶は、法第五十二条第一項の許可を受けた船舶をいうものとする。 3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合における第一項の規定の適用については、同項中「千八百五十円」とあるのは「千八百円」と、同項中「二千六百五十円」と、「三千七百五十円」とあるのは「三千六百円」と、「千五百円」とあるのは「千円」と、「七百二十円」とあるのは「六百五十円」とする。</p>

(漁船法施行規則の一部改正)

第五条 漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	<p>2 (略)</p> <p>第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十八条の規定により漁船の建造前に起業の認可を受けようとする者が、当該起業の認可申請書二通に法第四条第一項又は第二項の規定により漁船の建造許可を申請する旨を書き添えたときは、同条第三項の規定による申請書の提出があつたものとみなす。</p>
改正前	<p>2 (略)</p> <p>第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十四条の規定により漁船の建造前に起業の認可を受けようとする者が、当該起業の認可申請書二通に法第四条第一項又は第二項の規定により漁船の建造許可を申請する旨を書き添えたときは、同条第三項の規定による申請書の提出があつたものとみなす。</p>

(漁船検査規則の一部改正)

第六条 漁船検査規則(昭和二十五年農林省令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

(性能) 第六条 船体の性能は、速力試験、後進及び前進試験、操舵試験、旋回力試験、連続航走試験、最低速試験、クラッチかん脱試験及び重心査定試験並びに振動状況、船首揺動及び副漁具（漁具を操作する機械装置をいう。）の作動状況により判定するものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、各試験は、当該漁船の状態を試験状態（試験に必要な人員、器具、消耗物資及びトリム調整用の重量物を積載する以外は空荷の状態）として行うものとする。 一 速力試験は、試験状態における平均喫水の七倍以上の水深がある静穏な水面で第五十条第一号に掲げる負荷試験におけるものと同様の各負荷で推進機関を運転し、速力標柱間をそれぞれ一往復して行うものとし、全負荷運転の場合における速力の船の長さの平方根に対する比の標準が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄の算式により算出した数値以上であること。ただし、やむを得ない事由があるため平均喫水の七倍以上の水深がある場所又は速力標柱を使用できないときは、その他の場所で行い又は手用測定具を使用してもよい。		区分 漁船の種類 (略)	船の長さ（メートル） (略)	算式 (略)
		捕鯨船（母船式捕鯨業の用に供するものを除く。以下同） 一五未満 一五以上 五五未満	(略)	(略)

改正前

(性能) 第六条 船体の性能は、速力試験、後進及び前進試験、操舵試験、旋回力試験、連続航走試験、最低速試験、クラッチかん脱試験及び重心査定試験並びに振動状況、船首揺動及び副漁具（漁具を操作する機械装置をいう。）の作動状況により判定するものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、各試験は、当該漁船の状態を試験状態（試験に必要な人員、器具、消耗物資及びトリム調整用の重量物を積載する以外は空荷の状態）として行うものとする。 一 速力試験は、試験状態における平均喫水の七倍以上の水深がある静穏な水面で第五十条第一号に掲げる負荷試験におけるものと同様の各負荷で推進機関を運転し、速力標柱間をそれぞれ一往復して行うものとし、全負荷運転の場合における速力の船の長さの平方根に対する比の標準が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄の算式により算出した数値以上であること。ただし、やむを得ない事由があるため平均喫水の七倍以上の水深がある場所又は速力標柱を使用できないときは、その他の場所で行い又は手用測定具を使用してもよい。		区分 漁船の種類 (略)	船の長さ（メートル） (略)	算式 (略)
		小型捕鯨船、突棒漁船 一五未満 一五以上	(略)	(略)

漁船	五五以上	$2.15^3 \sqrt{\frac{P}{2500+100(L-50)}}$
(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	(略)	(略)

二・三 (略)

四 旋回力試験は、規定回転数で前進中に行うものとし、舵角を三十五度にとつて回頭する場合における旋回に要する時間及び旋回圏の直径が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以内であること。ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で旋回力試験を行つても差し支えない。

区分	漁船の種類	船の長さ (メートル)	針路から 一五度回 頭に要す る時間	針路から 三六〇度 回頭に要 する時間	旋回圏の 直径(船 の長さの 倍数)
(略)	捕鯨船、突棒漁船	(略) 一八以上 三〇未満 三〇以上 五〇未満 五〇以上	(略) 八 八	(略) 八〇 一二〇	(略) 三・五 四・〇
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

大型捕鯨船	(新設) 五五未満 五五以上	(新設) $\frac{12.25-0.01(L-40)}{\sqrt{1500+100(L-40)}} \sqrt{\frac{P}{2500+100(L-50)}}$
(略)	(略)	(略)

二・三 (略)

四 旋回力試験は、規定回転数で前進中に行うものとし、舵角を三十五度にとつて回頭する場合における旋回に要する時間及び旋回圏の直径が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以内であること。ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で旋回力試験を行つても差し支えない。

区分	漁船の種類	船の長さ (メートル)	針路から 一五度回 頭に要す る時間	針路から 三六〇度 回頭に要 する時間	旋回圏の 直径(船 の長さの 倍数)
(略)	小型捕鯨船、突棒漁船	(略) 一八以上 (新設)	(略) 八 (新設)	(略) 八〇 (新設)	(略) 三・五 (新設)
(略)	大型捕鯨船	(新設) 五〇未満 五〇以上	(新設) 八 一〇	(新設) 一二〇 一四〇	(新設) 四・〇 四・五
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四の二七 (略)

四の二七 (略)

(森林法施行規則の一部改正)

第七条 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	<p>(法令により立木の伐採につき制限がある森林)</p> <p>第十条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百六十一条の規定により除去を制限された立木に係る森林</p> <p>四 〓十四 (略)</p>
改正前	<p>(法令により立木の伐採につき制限がある森林)</p> <p>第十条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条の規定により除去を制限された立木に係る森林</p> <p>四 〓十四 (略)</p>

(瀬戸内海漁業取締規則の一部改正)

第八条 瀬戸内海漁業取締規則(昭和二十六年農林省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、瀬戸内海（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域をいう。）における漁業の取締りに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(藻場等におけるひき網漁業の禁止)</p> <p>第二条 何人も、農林水産大臣の指定する海域においては、農林水産大臣の指定するひき網漁業を営んではならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(空釣り漁業の禁止)</p> <p>第三条 何人も、空釣りこぎにより営む漁業（以下「空釣りこぎ漁業」という。）を営んではならない。ただし、別表の上欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる海域内における推進機関を備える漁船（以下「動力漁船」という。）を使用しない空釣りこぎ漁業及びその推進機関の馬力数が四十八キロワットを超えない動力漁船を使用する一そうびき空釣りこぎ漁業は、この限りでない。</p> <p>(沖縄式追込網漁業の禁止)</p> <p>第四条 何人も、沖縄式追込網漁業（沖縄式追込網により営む漁業をいう。）を営んではならない。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、瀬戸内海（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域をいう。）における漁業の取締りに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(藻場等におけるひき網漁業の禁止)</p> <p>第二条 農林水産大臣の指定する海域においては、農林水産大臣の指定するひき網漁業は、営んではならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(空釣り漁業の禁止)</p> <p>第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、空釣りこぎにより営む漁業（以下「空釣りこぎ漁業」という。）は、営んではならないものとする。ただし、別表の上欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる海域内における推進機関を備える漁船（以下「動力漁船」という。）を使用しない空釣りこぎ漁業及びその推進機関の馬力数が四十八キロワットを超えない動力漁船を使用する一そうびき空釣りこぎ漁業は、この限りでない。</p> <p>(沖縄式追込網漁業の禁止)</p> <p>第四条 漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、沖縄式追込網漁業（沖縄式追込網により営む漁業をいう。）は、営んではならないものとする。</p> <p>第五条及び第六条 削除</p>

(火光利用の制限)

第五条 何人も、農林水産大臣の指定する期間及び海域内でなければ、火光を利用する漁業であつて農林水産大臣の指定するものを営んではならない。

2・3 (略)

(まだいの採捕制限)

第六条 何人も、毎年七月一日から九月三十日までの期間は、全長十二センチメートル以下のまだいを採捕してはならない。

(漁業の地方名称の告示)

第七条 第二条第一項、第三条、第四条並びに第五条第一項及び第二項に規定する漁業の地方名称は、府県知事において告示するものとする。

(削る。)

(停船命令)

第八条 漁業監督官は、漁業法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を

(火光利用の制限)

第七条 火光を利用する漁業で農林水産大臣の指定するものは、農林水産大臣の指定する期間及び海域内でなければ、営んではならない。

2・3 (略)

(まだいの採捕制限)

第八条 全長十二センチメートル以下のまだいは、毎年七月一日から九月三十日までの期間は、採捕してはならない。

(漁業の地方名称の告示)

第九条 第二条第一項、第三条、第四条並びに第七条第一項及び第二項に規定する漁業の地方名称は、府県知事において告示するものとする。

(検査のための泊命令)

第九条の二 農林水産大臣は、漁業法第三百三十四条第一項の規定により船舶に臨んで検査を行なわせるときは、当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることができる。

2 前項の規定によるてい泊期間は、十日間をこえないものとする。

(停船命令)

第九条の三 漁業監督官は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表

告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

- 一 別記様式による信号旗しを掲げること。
- 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりしる信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- 三 投光器によりしる信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 (略)

(罰則)

第九条 第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第十条 第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知って販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第九條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

別表（第三条関係）

(略)

二 毎年二 次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次に結んだ三線

示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

- 一 別記様式による信号旗しを掲げる。
- 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりしる信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
- 三 投光器によりしる信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 (略)

(罰則)

第十条 第二条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第十一条 第二条第一項、第三条第一項、第四条、第七条第一項若しくは第二項又は第八条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知って販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十条第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

別表（第三条関係）

(略)

二 毎年二 次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次に結んだ三線

月一日から七月十日まで及び八月二十日から九月三十日まで

、ニとホの二点を結んだ線以北の大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から八メートルの距離の線及びホ、へ、トの三点を順次に結んだ二線と陸岸とによつて囲まれた海域（イとロの二点を結んだ線、イの点からトの点に至る最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線、へとトの二点を結んだ線及び陸岸とによつて囲まれた海域並びに姫島の周辺最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線と陸岸とによつて囲まれた海域を除く。）

イ・ロ（略）

ハ 北緯三十三度四十八分二十一秒東経百三十一度二十九分三十三秒の点（周防灘航路第三号灯浮標）

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から八メートルの距離の線と、ハの点と北緯三十三度四十七分十八秒東経百三十一度三十五分二十七秒の点とを結んだ線との交点

ホ（略）

ヘ ホの点と北緯三十三度三十七分四十八秒東経百三十一度四十七分三十八秒の点（伊予灘西航路第三号灯浮標）とを結んだ線と、姫島三ツ石鼻突端と北緯三十三度四十二分三十三秒東経百三十一度四十四分三十九秒の点（伊予灘西航路第四号灯浮標）とを結んだ線の延長線との交点

ト（略）

月一日から七月十日まで及び八月二十日から九月三十日まで

、ニとホの二点を結んだ線以北の大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から八メートルの距離の線及びホ、へ、トの三点を順次に結んだ二線と陸岸とによつて囲まれた海域（イとロの二点を結んだ線、イの点からトの点に至る最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線、へとトの二点を結んだ線及び陸岸とによつて囲まれた海域並びに姫島の周辺最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線と陸岸とによつて囲まれた海域を除く。）

イ・ロ（略）

ハ 周防灘航路第三号灯浮標

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から八メートルの距離の線と、ハの点と周防灘航路第四号灯浮標とを結んだ線との交点

ホ（略）

ヘ ホの点と伊予灘西航路第三号灯浮標とを結んだ線と、姫島三ツ石鼻突端と伊予灘西航路第四号灯浮標とを結んだ線の延長線との交点

ト（略）

(漁業登録令施行規則の一部改正)

第九条 漁業登録令施行規則(昭和二十六年農林省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

(免許漁業原簿の記載)
第九条 免許漁業原簿は、次の各号により記載するものとする。

一 四 (略)

五 漁業権区事項欄(別記様式第三号(その二)にあつては共有漁業権事項欄)には、別記様式第一号(その一)、第二号(その一)又は第三号(その一)にあつては漁業権の取得(法第六十九条第二項の規定によるものに限る。第二十条及び第二十一条において同じ。)、移転及び処分に関する事項を、別記様式第一号(その二)、第二号(その二)又は第三号(その二)にあつては漁業権共有者の氏名又は名称並びに持分の移転、消滅及び処分の制限に関する事項を記載すること。

六 十一 (略)

(登録の順序)

第二十条 漁業権の取得の登録は免許番号の順序に、その他の登録は登録事項発生の順序にするものとする。

(漁業権の取得の登録)

第二十一条 漁業権の取得の登録をする場合には、免許番号欄に番号を、表示欄に漁場、免許年月日、存続期間、漁業の種類、主な漁獲物及び漁業時期並びに条件があるときはその事項を、漁業権区事項欄に漁業権者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

(漁業権行使の停止又は解除の登録)

第二十六条 法第九十二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除の登録をする場合には、表示欄に当該停止又はその解除に係る事項、原因、年月日及び停止又

改正前

(免許漁業原簿の記載)
第九条 免許漁業原簿は、左の各号により記載するものとする。

一 四 (略)

五 漁業権区事項欄(別記様式第三号(その二)にあつては共有漁業権事項欄)には、別記様式第一号(その一)、第二号(その一)又は第三号(その一)にあつては漁業権の設定、移転及び処分の制限に関する事項を、別記様式第一号(その二)、第二号(その二)又は第三号(その二)にあつては漁業権共有者の氏名又は名称並びに持分の移転、消滅及び処分の制限に関する事項を記載すること。

六 十一 (略)

(登録の順序)

第二十条 漁業権設定の登録は免許番号の順序に、その他の登録は登録事項発生の順序にするものとする。

(漁業権設定の登録)

第二十一条 漁業権設定の登録をする場合には、免許番号欄に番号を、表示欄に漁場、免許年月日、存続期間、漁業の種類、主な漁獲物及び漁業時期並びに条件又は制限があるときはその事項を、漁業権区事項欄に漁業権者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

(漁業権行使の停止又は解除の登録)

第二十六条 法第三十九条第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除の登録をする場合には、表示欄に当該停止又はその解除に係る事項、原因、年月日及び停止又は解除があ

は解除があつた旨並びに停止期間があるときはその期間を記載するものとする。

つた旨並びに停止期間があるときはその期間を記載するものとする。

別記様式第一号から第三号までの規定中「制限又は条件」を「条件」に改める。

（漁業操業に関する日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令の一部改正）

第十条 漁業操業に関する日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令（昭和五十年農林省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>2 操業責任者が、ソ連の漁船による操業により漁船又は漁具に損傷を受けた場合において、ソ連の漁船の操業責任者に対して停船を求めるときは、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>2 操業責任者が、ソ連の漁船による操業により漁船又は漁具に損傷を受けた場合において、ソ連の漁船の操業責任者に対して停船を求めるときは、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げる。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号器によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 (略)</p>

(輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 輸出水産業の振興に関する法律施行規則(昭和二十九年農林省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(登録を受けることを要しない場合) 第三条 法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 鯨油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が鯨体処理場(漁業の許可及び取縮り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第九十九条の鯨体処理場をいう。)又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(登録を受けることを要しない場合) 第三条 法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 鯨油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が鯨体処理場(指定漁業の許可及び取縮り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第八十三条に規定する鯨体処理場をいう。)又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合</p>

(漁業センサス規則の一部改正)

第十二条 漁業センサス規則(昭和三十八年農林省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	<p>(調査の範囲)</p> <p>第五条 海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六條第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合（内水面組合）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>(調査の範囲)</p> <p>第五条 海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六條第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合（内水面組合）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。</p> <p>2・3 (略)</p>

(漁業災害補償法施行規則の一部改正)

第十三条 漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

		<p>(令第六條第一号の大臣許可漁業)</p> <p>第四十三條の二 令第六條第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号) 第二條第八号に掲げる基地式捕鯨業</p> <p>二 漁業の許可及び取締り等に関する省令第二條第九号に掲げる母船式捕鯨業</p> <p>(可分養殖施設等)</p> <p>第七十八條 法第三十六條の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具(以下「可分養殖施設等」という。)は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 定置網(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十條第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。)</p> <p>七 (略)</p>	
別表第一(第五十一條關係)			
漁業の区分	割合		
一 (略)	(略)		
二 第二号漁業	(略)		
(一) (略)	(略)		
(二) (略)	(略)		
(三) 漁業法第六十條第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の百		
(四) 漁業法第六十條第三項に規定する定置漁業	百分の百		
(五) (略)	(略)		

改正前

		<p>(新設)</p> <p>(可分養殖施設等)</p> <p>第七十八條 法第三十六條の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具(以下「可分養殖施設等」という。)は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 定置網(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十條第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。)</p> <p>七 (略)</p>	
別表第一(第五十一條關係)			
漁業の区分	割合		
一 (略)	(略)		
二 第二号漁業	(略)		
(一) (略)	(略)		
(二) (略)	(略)		
(三) 漁業法第六十條第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の百		
(四) 漁業法第六十條第三項に規定する定置漁業	百分の百		
(五) (略)	(略)		

別表第三（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一 (略)	(略)
二 第二号漁業	(略)
(一) (七) (略)	(略)
(六) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の七十五
(五) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の七十五
(四) (三) (略)	(略)

別表第三（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一 (略)	(略)
二 第二号漁業	(略)
(一) (七) (略)	(略)
(六) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の七十五
(五) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の七十五
(四) (三) (略)	(略)

(外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 外国人漁業の規制に関する法律施行規則(昭和四十二年農林省令第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(停船命令) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 (略)</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(停船命令) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げる。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 (略)</p>

(海洋水産資源開発促進法施行規則の一部改正)

第十五条 海洋水産資源開発促進法施行規則(昭和四十六年農林省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	<p>(同意の手続) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項前段の場合において、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十九条第三項において準用する同法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p>
改正前	<p>(同意の手続) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項前段の場合において、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十九条第三項において準用する同法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p>

(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第十六条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則(昭和五十一年農林省令第二十四号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種)</p> <p>第二条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第二条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 遠洋底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号。以下「漁業許可省令」という。)</p> <p>二 かつお・まぐろ漁業(漁業許可省令第二条第十二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</p> <p>のうち総トン数百二十トン以上の動力漁船によるもの</p> <p>(改善計画の変更の認定の申請)</p> <p>第三条 令第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。</p> <p>(再建計画の認定の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(再建計画の変更の認定の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(漁業の整備を行うことが必要である業種)</p> <p>第六条 令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 沖合底びき網漁業(漁業許可省令第二条第一号に掲げる漁業をいう。)のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(改善計画の変更の認定の申請)</p> <p>第二条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。</p> <p>(再建計画の認定の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(再建計画の変更の認定の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(新設)</p>

- 二| 以西底びき網漁業（漁業許可省令第二条第二号に掲げる漁業をいう。）
- 三| 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーランドの地先沖合において操業するもの
- 四| 大中型まき網漁業（漁業許可省令第二条第七号に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯二十一度の線以北、東経百四十度の線以东、東経百七十九度の線以西の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの、北緯二十一度の線以北、東経百三十二度の線以东、東経百三十五度の線以西の太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの並びに島根県と山口県の最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を操業区域とするもの
- 五| かつお・まぐろ漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）
- 六| 中型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第二条第十三号に掲げる漁業をいう。）
- 七| 小型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第七十条第四号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち、日本海の海域のみを操業区域とするもの
- 八| 中型いか釣り漁業（総トン数三十トン以上百三十九トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）のうち、北緯二十度の線以北、東経百六十九度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするもの
- 九| ニュージーランドいか釣り漁業（ニュージーランドの地先沖合において総トン数百三十九トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）
- 十| 東シナ海はえ縄漁業（北緯二十八度の線以北、東経百二十五度の線以东、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用してあまだい又はふぐをとることを目的とする漁業をいう。）

十一 小型さけ・ます流し網漁業のうち、第七号に掲げるもの以外のも

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農

林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">第十四条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(停船命令)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">第十四条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(停船命令)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げる。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 (略)</p>

(農林水産省組織規則の一部改正)

第十八条 農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(海外病検査課の所掌事務)

第一百九条の二 海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫(家畜伝染病及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十三条第一項に規定する輸入防疫対象疾病のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。)に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(漁業調整事務所の所掌事務)

第五百四十八条 (略)

2 前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一 五 (略)

六 九州漁業調整事務所 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務(九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。)並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

(沿岸課の所掌事務)

第五百七十八条 沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 漁業法第八十三条の規定による漁業の免許に関すること。
三 五 (略)

(海外病検査課の所掌事務)

第一百九条の二 海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫(家畜伝染病及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十三条の二第一項に規定する輸入防疫対象疾病のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。)に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(漁業調整事務所の所掌事務)

第五百四十八条 (略)

2 前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一 五 (略)

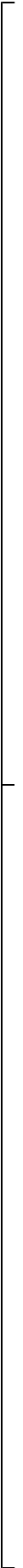
六 九州漁業調整事務所 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務(九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。)並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

(沿岸課の所掌事務)

第五百七十八条 沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 漁業法第三十六条の規定による漁業の免許に関すること。
三 五 (略)



(農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第十九条 農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令(平成十四年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百三十三条第一項から第五項までの規定、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十四の規定、水産業協同組合法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一の規定及び水産業協同組合法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十一の規定</p> <p>四 十八 (略)</p>	<p>次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百三十三条第一項から第五項までの規定、第百二十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十四の規定、水産業協同組合法第百二十一条の八十一の規定及び水産業協同組合法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十一の規定</p> <p>四 十八 (略)</p>

(農業協同組合法施行規則の一部改正)

第二十条 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)
第二十二條の十八 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二號の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十一條の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二號)第十一條の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三號)第六條の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八號)第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七號)第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七號)第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法(昭和五十六年法律第五十九號)第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三號)第五十九條の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四號)第二十九條に規定する特定預金等

ニ 特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百號)第十二條の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五條の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一號)第九條の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百條の二に規定する特定保険契約に基づく共済金、保険金、返

改正前

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)
第二十二條の十八 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二號の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十一條の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二號)第十一條の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三號)第六條の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八號)第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七號)第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七號)第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法(昭和五十六年法律第五十九號)第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三號)第五十九條の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四號)第二十九條に規定する特定預金等

ニ 特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百號)第十二條の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五條の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一號)第九條の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百條の二に規定する特定保険契約に基づく共済金、保険金、返戻

<p>5 6</p> <p>一の三 二十</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ ト</p> <p>(略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 次に掲げる業務の代理又は媒介</p> <p>イ ハ (略)</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会の業務（漁業協同組合にあつては同法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）</p> <p>ホ (略)</p>
<p>5 6</p> <p>一の三 二十</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ ト</p> <p>(略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 次に掲げる業務の代理又は媒介</p> <p>イ ハ (略)</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会の業務（漁業協同組合にあつては同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限る。）</p> <p>ホ 農林中央金庫の業務</p>

（森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二十一条 森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成二十年農林水産省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	<p>(第二種事業の判定の基準)</p> <p>第十六条 第二種林道事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等(以下「法令等」という。)</p> <p>()により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ・チ (略)</p> <p>リ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十八条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域又〴〵 (略)</p>
改正前	<p>(第二種事業の判定の基準)</p> <p>第十六条 第二種林道事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等(以下「法令等」という。)</p> <p>()により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ・チ (略)</p> <p>リ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十五条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域又〴〵 (略)</p>

(東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令の一部改正)

第二十二條 東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令(平成二十三年農林水産省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後

(貸借対照表に計上する繰延資産の特例)
 第一条 東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産に係る損失が多額であつてその全額を平成二十三年三月十一日が属する事業年度(以下「特定事業年度」という。)において負担することが困難な水産業協同組合(以下「特定水産業協同組合」という。)が同法第四十条第一項及び第二項(これらの規定を同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により作成すべき貸借対照表については、水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。)第百十条第三項第五号に掲げる資産のほか、その損失の全部又は一部について行政庁(規則第一条第十三号に規定する行政庁をいう。)の承認を受けたもの(次条において「特定震災損失」という。)を、同項第五号に定める繰延資産に属させることができる。

改正前

(貸借対照表に計上する繰延資産の特例)
 第一条 東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産に係る損失が多額であつてその全額を平成二十三年三月十一日が属する事業年度(以下「特定事業年度」という。)において負担することが困難な水産業協同組合(以下「特定水産業協同組合」という。)が同法第四十条第一項及び第二項(これらの規定を同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定により作成すべき貸借対照表については、水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。)第百十条第三項第五号に掲げる資産のほか、その損失の全部又は一部について行政庁(規則第一条第十三号に規定する行政庁をいう。)の承認を受けたもの(次条において「特定震災損失」という。)を、同項第五号に定める繰延資産に属させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二十年二月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に第二条の規定による改正前の水産資源保護法施行規則別記様式第二号により交付された輸入許可証及び同令別記様式第三号により交付された立入検査をする職員の身分証明証は、同条の規定による改正後の同令別記様式により交付されたものとみなす。
- 3 この省令の施行前に第三条の規定による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第八号により交付された証明書は、同条の規定による改正後の同令別記様式により交付された証明書とみなす。
- 4 第一条（第七号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第一条から第五条まで、第十条から第十九条まで及び別記様式第一号から別記様式第三号まで並びに第一条（第九号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停

止に関する省令第一項から第六項までの規定は、改正法附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

5 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。